

平成22年12月7日から
平成22年12月8日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成22年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号(12月7日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
町政執行方針	7
認定第1号 平成21年度標茶町一般会計決算認定について	9
認定第2号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	9
認定第3号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	9
認定第4号 平成21年度標茶町老人保健特別会計決算認定について	9
認定第5号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	9
認定第6号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	9
認定第7号 平成21年度標茶町病院事業会計決算認定について	9
認定第8号 平成21年度標茶町上水道事業会計決算認定について (平成21年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	9
総務委員会所管事務調査報告	10
厚生文教委員会所管事務調査報告	11
産業建設委員会所管事務調査報告	13
請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願	14
陳情第2号 「大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める」意見書の採択をもとめる陳情	14
陳情第3号 地域医療と国立病院の充実を求める陳情	15
一般質問	15
黒沼俊幸君	15
深見迪君	17
平川昌昭君	25
議案第63号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第64号 平成22年度標茶町一般会計補正予算	31
議案第65号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	31
議案第66号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	31
議案第67号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	31

議案第68号	平成22年度標茶町病院事業会計補正予算	31
議案第69号	平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算	31
延会の宣告		40

第 2 号 (12月8日)

開議の宣告		44
請願第 1 号	免税軽油制度の継続を求める請願 (産業建設委員会報告)	44
議案第64号	平成22年度標茶町一般会計補正予算	45
議案第65号	平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	45
議案第66号	平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	45
議案第67号	平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	45
議案第68号	平成22年度標茶町病院事業会計補正予算	45
議案第69号	平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算	45
	(議案第64号・議案第65号・議案第66号・議案第67号 議案第68号・議案第69号審査特別委員会報告)	45
議案第70号	工事請負契約の締結について	46
議案第71号	教育委員会委員の任命について	47
意見書案第12号	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書	48
意見書案第13号	北海道の自衛隊体制維持を求める意見書	48
閉会中継続審査の申出について	(厚生文教委員会)	49
閉会中継続調査の申出について	(総務委員会)	50
閉会中継続調査の申出について	(厚生文教委員会)	50
閉会中継続調査の申出について	(産業建設委員会)	50
閉会中継続調査の申出について	(議会運営委員会)	50
日程の追加		50
意見書案第14号	免税軽油制度の継続を求める意見書	50
閉議の宣告		51
閉会の宣告		51

平成22年標茶町議会第4回定例会

平成22年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成22年12月 7日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 町政執行方針
- 第 5 認定第 1号 平成21年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 平成21年度標茶町老人保健特別会計決算認定について
認定第 5号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 6号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 7号 平成21年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 平成21年度標茶町上水道事業会計決算認定について
(平成21年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 6 総務委員会所管事務調査報告
- 第 7 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 8 産業建設委員会所管事務調査報告
- 第 9 請願第 1号 免税軽油制度の継続を求める請願
- 第10 陳情第 2号 「大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める」
意見書の採択をもとめる陳情
- 第11 陳情第 3号 地域医療と国立病院の充実を求める陳情
- 第12 一般質問
- 第13 議案第63号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第14 議案第64号 平成22年度標茶町一般会計補正予算
議案第65号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第66号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第67号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第68号 平成22年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第69号 平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

○出席議員（16名）

1 番	田 中 進 君	2 番	黒 沼 俊 幸 君
3 番	越 善 徹 君	4 番	伊 藤 淳 一 君
5 番	菊 地 誠 道 君	6 番	後 藤 勲 君
7 番	林 博 君	8 番	小野寺 典 男 君
9 番	末 柄 薫 君	10 番	舘 田 賢 治 君
11 番	深 見 迪 君	12 番	田 中 敏 文 君
13 番	川 村 多美男 君 (午後 2 時 05 分 早退)	14 番	小 林 浩 君
15 番	平 川 昌 昭 君	16 番	鈴 木 裕 美 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企 画 財 政 課 長	森 山 豊 君
税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
や すら ぎ 園 長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	川 嶋 和 久 君
社 会 教 育 課 長	中 居 茂 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局 長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成22年標茶町議会第4回定例会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
10番・館田君、 11番・深見君、 12番・田中敏文君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月8日までの2日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、12月8日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の一点について補足をいたします。

雪印乳業磯分内工場の近況についてであります。

- ご承知のとおり、雪印乳業磯分内工場につきましては、本町の基幹産業酪農を支えるとともに、重要な雇用の場としても位置づけられ、本町にとって欠くべからざる事業所であ

平成22年標茶町議会第4回定例会

りますが、本年、操業開始から半世紀の節目を迎えられました。

また、50年前は、本町の人口が最大の年であり、その点からも同工場が地域の活力を牽引してきたことが伺えます。

一方、国内経済が厳しい状況におかれる中、万が一、同工場が撤退する様な事があった場合、「本町のダメージは大きく不安だ」との声を聞くこともありました。

そこで、近況についてご報告させていただきますが、同工場の生乳取扱量は、本町の総生産量を上回る約17万トンで、同工場でのみ生産されている「切れてるバター」をはじめ、生クリーム、脱脂粉乳などが全国に出荷されており、需要が多く、フル生産で対応しているとのことであります。

また、需要の高まる生クリームの供給に対応すべく、今般、およそ2億5,000万円を投資し、生産ラインを強化したと伺っております。

さらに、前段お話をいたしました、50年を経た施設の老朽化が目立つことから、昨年、今後の施設更新を視野に隣接地の購入を行い、さらに職員住宅の整備が現在行われております。

先般、本社に訪問し、お礼と期待の一端を述べてまいりましたが、これらの動向を見ますとき、今後につきましても、この地で生産活動が力強く続けられますよう大きく期待をするところでありますし、町といたしましては、そのための最大限の努力をしまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成22年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下六点につきまして補足し、ご報告いたします。

初めに、「全国学力・学習状況調査」の結果状況についてであります。

第四回目となった平成22年度の全国学力・学習状況調査の結果について、文部科学省及び道教委による発表では、小中学校ともに知識を活用する力に、引き続き課題が見られたとしています。

標茶町の状況について申し上げます。

まず初めに、全体的な学力学習状況の傾向としては、全国・全道と同様に知識・技能を活用する力について引き続き課題が見られました。

小学校における国語科においては、漢字の読み書き、自分の考えが明確になるように、文章全体の構成の効果を考えて書くなど、読むこと、書くことの領域に課題が見られました。

算数科においては、加法と乗法の混合した整数の計算、面積、割合の問題において、課題が見られました。

平成22年標茶町議会第4回定例会

中学校においては、国語、数学共に全道の平均正答率よりやや低いものの、ほぼ全道と同様であり、概ね満足できる状況にあります。

中学校における国語科においては、漢字を正しく書くこと、文章から必要な情報を集め、資料に表れている工夫を自分の表現に役立てて書くことなど、小学校と同様に読むこと、書くことの領域に課題が見られました。

数学においては、比例、一次関数、証明の問題に課題が見られました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる質問紙の調査の結果について申し上げます。

基本的な生活習慣に関しては、朝食をとる、家の手伝いをする、挨拶をするなどについては、全国、全道と比較し、概ね良好となっておりますが、テレビ視聴やゲームをする時間、家庭学習をする時間については、引き続き課題が見られました。

以上、町内の状況について報告いたしましたが、今回の調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを再認識するとともに、本調査の結果に一喜一憂することなく、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んで参ります。

また、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて、北海道教育委員会が作成する「学校改善支援プラン」を受けて、町としての支援プランを作成するなど各学校における意欲的な改善の取り組みの支援に努めてまいります。

二点目は、第38回標茶町駅伝大会の開催についてであります。9月23日、39チーム335名の参加者により力走が繰り広げられました。今年は標茶町行政施行125周年記念の大会となりましたので、エントリーした全員に参加記念品を贈呈したところであります。記録でありますけども、小学女子と中学男子でそれぞれ1名の区間新記録が出ております。

三点目は、「標茶町スポーツ表彰」についてであります。

平成22年度標茶町スポーツ表彰式が、9月23日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行なわれました。この表彰はスポーツにおいて、優秀な成績を収めた方及びスポーツの振興に寄与された方に対し表彰するものであります。本年度の被表彰者は、3個人、2団体であります。

スポーツ活動における全国、全道大会において、優秀な成績を収めたものとして、陸上の全道大会で好成績を挙げた標茶中学校3年若木拓人くん、柔道の全道大会で優勝した標茶小学校4年北村里菜さん、柔道の2つの全道大会、団体女子の部で6名の活躍により3位と優勝という輝かしい成績を挙げた標茶柔道スポーツ少年団の皆さん、卓球の全道大会、男子団体の部で8名の活躍により好成績を挙げた標茶中学校卓球部男子の皆さん、スポーツの振興に寄与したものとして、標茶剣道連盟と標茶町ゲートボール協会から推薦された桜町在住の加藤敬男さん。加藤さんは、標茶剣道同好会の設立当時から同会の運営に尽力され、本町の剣道の振興と組織の発展に寄与されたばかりでなく、少年剣道の指導を通じ青少年の健全育成や体力向上に寄与されました。また、ゲートボール協会では高齢

平成22年標茶町議会第4回定例会

者の健康保持並びに交流に尽力され、顕著な功績を残されました。

今回受賞された皆さんが、今後も本町のスポーツの発展、普及にご尽力いただけるよう期待するところであります。

四点目は、「平成22年度文化講演会」についてであります。

この事業は、関係団体、個人などによる実行委員会の主催で、11月14日に開催されました。

20回目を数える今年度は、個性派俳優として多くの舞台や映画で活躍、37年間も続き今なお放送されている長寿ラジオ番組のパーソナリティとしても知られる、小澤昭一さんを招いての講演会開催となりました。

「明日のこころ」と題した講演で、小澤さん独特の軽妙な語り口で、認知症に立ち向かう方法や人生観などをユーモアを交えて語り、最後は得意のハーモニカで拍手喝采を浴びておりました。

会場は、200名を超える観客が詰めかけ、アンケート結果でも大変好評で盛会裏に終えることができました。今後とも文化の香り高い町づくりをめざし、ニーズの把握に努め、一人でも多くの町民の皆さまに、足を運んでいただきますよう努めてまいりたいと考えております。

五点目は、「標茶町少年の主張大会」についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、家庭や学校及び地域社会の中での体験を通して、日頃考えていることについて主張していただく目的で実施しているものであります。今年は、第29回で関係機関、団体の協力を得て11月20日「標茶町コンベンションホールういず」において、保護者や教職員、応援の児童生徒ら多くの来場をいただき開催されました。また、初の試みとして、大会運営を標茶高等学校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところであります。発表者につきましては、小学生の部が9校10名、中学生の部7校7名と合わせて17名により行われました。

小学生の部の最優秀賞には、塘路小学校6年諏訪拓実くん（トイレ掃除）、中学生の部、最優秀賞には、中茶安別中学校2年江本奈南さん（心のこもったあいさつ）が選ばれました。

なお、中学生の部、最優秀賞の江本さんには、来年行われます釧路管内大会に標茶町代表として出場していただくこととなります。

今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

六点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成績を収めましたので、ご報告申し上げます。

9月18日室蘭市で開催されました「第17回北海道中学校新人陸上競技大会」に出場した標茶中学校陸上部の2年小野寺一輝くんが、男子400メートルで見事優勝の快挙を果たしました。同じく2年勘田絵美菜さんは、女子100メートル、200メートルで入賞を果たしたところであります。

平成22年標茶町議会第4回定例会

また、標茶中学校野球部は、中学校体育大会秋季大会釧路地区予選で優勝し、10月9日、10日に滝川市で開催された全道大会に出場。惜しくも準々決勝で敗退はいたしました。ベスト8の好成績を収めました。

管内中学校野球部員で構成する「釧路Kボールクラブ」に、標茶中学校野球部員三名が所属しており、9月に行われた「北海道知事杯争奪Kボール秋季大会」において、見事優勝し、10月9日から千葉県で行われた第5回Kボール全国中学生秋季大会に出場したものであります。結果は、ブロック予選で石川県代表及び愛知県代表と対戦し、いずれも惜敗したものであります。

今後とも、児童生徒の更なる活躍を期待するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。町政執行方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 私はこの度の町長選挙におきまして、無投票で再選をされ、引き続き、重責を担うこととなりました。このことは、この4年間に對する町民の皆様のご判断の結果と、謙虚に受け止め、改めて職責の重さを確認するとともに、皆様からいただきました、多くの示唆に富んだご提案やご指摘、また、温かいご支援に感謝申し上げます。この間の貴重な経験から学んだ教訓を糧として、町民が主役、主体の町づくりのさらなる前進に向けて取り組む決意を新たにしています。

平成22年第4回定例議会の開催に際し、今後の町政執行に対する基本的な考え方と所信について申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私たちは今3つの現実と直面をしています。1つ目は温暖化が要因とされている気候変動が引き起こす地球規模での異常気象。2つ目は連日その動きに国全体が一喜一憂させられている為替相場や、昨年新型インフルエンザ、昨夏の口蹄疫等の感染症騒動を始めとする、日々の暮らしの隅々まで影響を及ぼしているグローバル化。3つ目は世界的には人口増加が加速していますが、わが国においては、人口減少下での少子高齢化の進展であります。この現実と真摯に向き合い、その解決策を探していくことが、これからの町づくりに問われており、そして、新たな可能性と将来展望を切り開いていく鍵だとも思っています。

また、私は社会の有り様として、一人一人みんな違うんだということをお互いが認め合い、お年寄りを尊敬し、子どもや障がいをもつ人など弱い人を大事にし、なにより、法律

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

やルールを守り、きちんと税金を払った人が、安心して老後を迎えることのできる社会を目指すことが重要だとも考えています。

本町には先人が切り拓き守り育ててきた 3 万ヘクタールの農地と 6 万ヘクタールの森林、1 万ヘクタールの湿原と 3 本の河川が流れており、釧路湿原の 44.6% は標茶町です。そして、良質で豊富な摩周の伏流水と年間 1,000 ミリを越す雨が降り、冷涼な夏は、家畜飼養に最適の条件に恵まれています。四季折々の変化に富む豊かな自然は、多様な生態系を育み、未知の可能性も秘めています。このかけがえのない財産をしっかりと守り、少しでも魅力を加え、次の世代に手渡すことが、この時代に生きる私どもの、使命であり責務であろうと考えています。

政権交代から 1 年余りが経過し、地方分権への流れが、ようやく本格化しそうな気配が感じられてきました。地方分権一括法の施行により、自治体の役割は、法律に基づき、みずから考え、みずから決定する自治事務・法定受託事務へと転換されており、財政の健全化と政策自治体への脱皮が急務であります。そして、行政は勿論のこと、主権者である住民や選良たる議会も、それぞれが果たすべき役割を認識し、自律した地域主権型社会を確立していくことが求められています。

改めて申し上げるまでもなく、政策とは、問題解決の手段であり、社会が住民や企業の自由な活動によって成り立っていることを前提とし、市場メカニズムの働かない領域での矛盾や問題解決のために公共政策があります。

一方、世の中には、誰が考えても、不必要な純粋なムダはほとんど存在しないことや、国の財政状況の劇的な好転がとて見込めないのも現実であり、地方が取り得る選択肢はより限定的にならざるを得ないものと想定をしています。

大切なのは、町民の命と財産を守り、より安全な、より便利な、より快適な暮らしの実現を最優先に、柔軟な発想で、限られた財源の中での選択と集中を行い、透明性と判り易さを持って、合意形成を図り、賢明な決断をしていくことだとも思っています。

町政執行の基本的な考え方につきましては、これまで取り組んでまいりました、行財政改革、子育て支援と教育、福祉・医療、生活・環境そして産業振興の 5 つの重点政策を中心に、各々の充実・前進を図ってまいりますが、具体的には、社会経済情勢の変動にも迅速に且つ的確に対応すべく留意しながら、現在ご審議いただいております第 4 期総合計画に基づく施策の展開を着実に実施してまいります。

本町の基幹産業は酪農であり、農業であり、第 1 次産業であります。この第 1 次産業の発展が将来展望を描くためには不可欠であり、そのためには、生産者と消費者との信頼関係の上に、安定的な再生産体制を確立することが重要であろうと考えています。引き続き、商工業者との連携をより一層強め、地産地消や地元製品のブランド化、6 次産業化を推進し、まず地元消費者の理解と支持がいただける様取り組んでまいります。

誰もが健康で安心して暮らすことのできる、住んで良かった、これからも住み続けたいと思える町を目指し、これまで育んできた、ともに知恵を出し合い、ともに汗を流し、と

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

もに支えあう、協働のまちづくりの一層の前進を図りながら、これからも時代をしっかりと見据え、標茶町の発展と町民の皆様の思いを一つでも多く実現できるよう、微力ながら、誠心誠意努力いたす所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位の従前に変わらぬ、ご指導ご協力を切にお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前 10 時 21 分

再開 午前 10 時 22 分

◎認定第 1 号ないし認定第 8 号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5。認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 6 号、認定第 7 号、認定第 8 号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定 8 案に関し、付託いたしました平成 21 年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、認定 8 案を採決いたします。

認定 8 案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定 8 案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 6

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

号、認定第 7 号、認定第 8 号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎総務委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第 6。総務委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長・田中敏文君。

○総務委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 総務委員会所管事務調査報告書の報告をさせていただきます。

総務委員会の所管事務調査。

調査日時は、平成22年 6 月 8 日と11月17日に行いました。調査場所は、標茶町役場議員室において調査を行いました。

調査事件の内容は、行財政改革の進捗についてであります。

出席者は 6 月 8 日、11月17日と印刷配付のとおりでございます。

調査経過については、平成22年 6 月 8 日は第 2 期行政改革実施計画実績に係わる参考資料に基づき説明を受け、各委員から質疑を行いました。第 2 期行政改革実施計画は、5 つの大綱に区分される 89 項目の内容について平成15年度から平成21年度までの 7 年間、実施・検討が行われてきました。7 年間の実績を金額で示すと、歳入面では7,760万円の増、歳出面では12億9,547万円の削減効果となっている。また、11項目の内容については、実施までには至らず検討段階であった。

その後、各委員からの主な質疑内容は印刷配付のとおりであります。

次に、平成22年11月17日は総務課から「自律と協働のまちづくりを目指して」と題した平成22年度から26年度までの 5 カ年間を実施時期とする「標茶町第 3 期行政改革大綱（案）」と「標茶町第 3 期行政改革実施計画（案）」の説明を受けました。

以下、内容については印刷配付のとおりでございます。

調査の結果及び委員会の所見は、第 2 期行政改革を実施した結果、何が改善され、どのような効果があったのか、わかりやすく詳細に記述すべきである。

行革による住民不利益があってはならないが、行政改革は単なるコスト削減ではない。行政の側からのみの行政改革ではなく、住民側が行革の役割を果たしたり、住民と一緒に行政改革を進めていく体制が必要であり、行政改革についての住民の役割も考える必要がある。

協働の点では、受益者も努力をしていく計画があってもよい。文字どおり自律と協働のまちづくりの行政改革にしていく必要がある。そのため、パブリックコメント制の導入など早めに進めるべきである。また、すべての町民を対象にする意味でも、高齢化にも対応できるように、広報紙やパソコンを使ったホームページだけではなく、新しい情報基盤の活用を図り、テレビ等の中で情報の共有化を進めることも必要である。

以上で、総務委員会所管事務調査報告書といたします。

平成22年標茶町議会第4回定例会

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
以上で、総務委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。
本件に関し、委員長の報告を求めます。
厚生文教委員会委員長・川村君。

○厚生文教委員会委員長（川村多美男君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を、下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1、調査事件。（1）やすらぎ園等の現状と今後の課題について、（2）ごみ処理施設の現状と今後のあり方について。

厚生文教委員会所管事務調査報告書。

調査日時、平成22年2月1日。調査場所、標茶町役場議員室。

調査日時、平成22年5月17日。調査場所、標茶町役場議員室。

調査日時、平成22年8月31日から9月2日。調査場所、北海道白老郡白老町介護老人保健施設きたこぶし、特別養護老人ホーム寿幸園、ecoリサイクルセンターしらおい、北海道勇払郡安平町ケアハウスサックル（軽費老人ホーム）。

調査日時、平成22年11月8日。調査場所、標茶町役場議員室、標茶町特別養護老人ホームやすらぎ園、標茶町ディサービスセンター、標茶町軽費老人ホーム。

1. 調査事件（1）やすらぎ園等の現状と今後の課題について、（2）ごみ処理施設の現状と今後のあり方について。

2の出席者と3の調査の経過及び調査内容につきましては、記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

4. 委員会の所見。

標茶町立やすらぎ園は昭和49年に開設され、入所定員100名、1人部屋1室、2人部屋24室（短期入所生活介護用の部屋4室含む）、3人部屋1室、4人部屋15室（短期入所生活介護用の部屋1室含む）、の多床型施設であり36年を経過している。施設が古いことから部屋料金は安い料金に設定されてはいるが、しかし平成22年2月での入所待機者数は115人で、5カ月後の7月では106人である。また、待機者の中で町内在住者が8人と多く、数年来100人前後の入所待機者が存在し続けているのが現状である。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

待機者の解消策としては昭和56年4月から開設している軽費老人ホーム駒ヶ丘荘の介護施設としての利用も考えられるが、車椅子運行での廊下幅員の狭さ、施設全体の段差の解消などを改修した場合の費用が新築と同程度の試算となることから、介護施設への転用は困難であると考えます。

やすらぎ園は要介護度1から要介護度5までの要介護認定者が入所できる施設で、入所者の平均介護度は平成21年10月で3.87、平成22年10月では4.05であり、待機者の解消策としては要介護度1から要介護度3程度の方の受け皿として、やすらぎ園に入所するまでの間、園に併設か単独の30床程度の介護老人保健施設（中間施設等）の設置に向けた議論、検討を早急にすべきと考えます。

医療機関併設型の小規模老健として標茶町立病院の改革プランによる25床の空きベッドの活用についても、やすらぎ園の待機者解消のため早急に検討すべきではないか。

本町の介護施設・医療施設等の運営のあり方については、将来的に直営で運営し続けることは財政的な見地からも人件費やコスト面の削減が不可欠であり、受付、会計、経理・事務を医療福祉コンサルタントに委託することや、指定管理者の導入、公設・民営に移行するなど、介護、医療施設事業全体の効率的な運営を図る観点からも早急に検討すべき課題と考えます。

本町の焼却施設の耐用年は平成24年度であり施設の起債償還も24年度で終了する。ダイオキシン対策は平成14年度に実施されており、最終処分場は今後13年程度埋め立て可能な状況ではあるが、産業廃棄物処理（農業廃プラスチック・建設廃材）等の課題や焼却施設の耐用年が目前に迫ってきている状況である。

現有施設廃止後のごみ処理のあり方として釧路広域連合に加入するか、焼却施設の新設およびリニューアル等が考えられるが、標茶町の自然環境の保全や地球温暖化に伴う二酸化炭素の削減と効率の向上を図るためにも、「生ごみ、食品残渣、紙類、廃材、農業用廃プラスチック」等の多様な廃棄物を新たな処理技術で燃料化し、生産した燃料は町内の公共施設等で化石オイル代替燃料として活用するなど「ごみを燃やして埋める」から「ごみを加工して使う」ことによりリサイクル率の向上と最終処分場の延命、将来的にはごみ処理事業費全体の削減が計られ費用対効果も期待できる。

本町が「人と自然が共生できる循環型社会形成のまち」を目指し、「ごみを資源として活用」して行くことが必要と考えます。

本町内の家庭系、事業系から出される一般廃棄物を高温高压条件下で改質し固形燃料の原材料とする、新たな処理技術の導入に向け第4期総合計画の中に位置付け、喫緊の課題として積極的な議論・検討をすべきと考えます。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎産業建設委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第 8。産業建設委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・菊地君。

○産業建設委員会委員長（菊地誠道君）（登壇） 産業建設委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第 75 条の規定により報告いたします。

1、調査事項、（1）家畜防疫体制について。

産業建設委員会所管事務調査報告書。

調査日時、平成 22 年 8 月 26 日、同じく平成 22 年 11 月 16 日。調査場所、標茶町役場議員室。

1. 調査事件、（1）家畜防疫体制について。

2. 出席者。出席者については、記載のとおりでありますのでお目通りを願います。

3. 調査の経過及び調査結果。

平成 22 年 8 月 26 日、農林課長、担当係長より標茶町家畜自衛防疫連絡協議会での家畜伝染病防疫マニュアルと標茶町における口蹄疫発生時の初動防疫対策シミュレーションについての説明を受け質疑を行っております。

今年宮崎県で発生した口蹄疫より、家畜の防疫体制についての意識が高まっているが、標茶町の家畜防疫対策は標茶町家畜自衛防疫連絡協議会（自防協）を中心として現在行っている状況である。自防協では、家畜衛生管理の予防、侵入防止、消毒、清掃の 4 つを柱として取り組んでいる。自防協の組織は、釧路家畜保健衛生所より防疫措置実施に対する支援、指導、助言を受け、町、JA、NOSA I、普及センター、開業獣医師、雪印磯分内工場等により組織されております。宮崎県における口蹄疫発生後の本町の防疫対策については、平成 22 年 4 月 21 日の速報を受けてから防疫対策の徹底に努めてきているが、本町における口蹄疫発生時の初動防疫対策シミュレーションだけでなく、他地区での発生時におけるシミュレーションも検討し作成する必要がある。

平成 22 年 11 月 16 日、本町独自の新たな口蹄疫防疫対策マニュアルの原案についての説明を受け質疑を行っております。

新たなマニュアルの中では、レベルに応じレベル 1 からレベル 6 に分けられ、いろいろな発生状況を想定し、他地区で発生した場合の予防・対応・対策、標茶町内で発生した場合の対策など、レベルに応じてそれぞれの関係機関の役割や対策などを定めているが、

これからも関係機関、標茶町家畜自衛防疫連絡協議会などと密に連携していくことが必要である。

現在、北海道の家畜伝染病防疫マニュアルも、宮崎県での発症例などを参考に見直しが進められているが、それが出来しだい再度検討を行う予定である。

本町の防疫マニュアルと他のマニュアルとの違いは、特徴的なのが育成牧場での預託牛などの防疫対策が盛り込まれている事であるが、今後預託牛の受け入れ時の移動対策などさらに検討を進める必要がある。

4. 委員会の所見。

本年 4 月に宮崎県で発生した口蹄疫は、これまで国内においては過去最大の家畜の被害と周辺地域はもちろんのこと、社会、経済に多大なる損害を与えた。あらためて口蹄疫（伝染病）の恐ろしさを思い起こさせる事となった。

口蹄疫発生後の本町の防疫対策については、自防協を中心として、国、道からの指示によるものや独自対策などの必要な措置を行ったところである。

本町においては、育成牧場が道外からの乳牛の受け入れを行っており、移入禁止に当たっては、本会議においても様々な議論がされたが、基幹産業である農業を守ることを最優先すべきである。

今回、標茶町としての口蹄疫防疫対策マニュアル案が示され、今後関係機関との調整を行い精査されることとなり一定の体制が整ったと思われるが、さらに終息に向けての手続きや判断基準を明確にすることや、本町は一戸あたりの経営規模が大きいことから、万が一発生した場合の発症牛の処理方法、牛乳の処分や冬期間の問題など現実的な対応策も検討すべきである。

以上をもちまして、産業建設委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、産業建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎請願第 1 号

○議長（鈴木裕美君） 日程第 9。請願第 1 号を議題といたします。

本案は、会議規則第 90 条第 1 項の規定により、請願第 1 号は産業建設委員会に付託いたします。

◎陳情第 2 号

○議長（鈴木裕美君） 日程第 10。陳情第 2 号を議題といたします。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

本案は会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第2号は、厚生文教委員会に付託いたします。

◎陳情第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11。陳情第3号を議題といたします。

本案は会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第3号は、厚生文教委員会に付託いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第12。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、先に通告した一件につき質問を行います。

農村部の町道側溝の雑木の除伐についてということで、以下説明を申し上げます。

本町は町道の延長が約730キロメートルと管内他町村より長く、保守・維持には多額の予算を投じているところでありますが、道路の環境や交通安全の面、最近多くなった鹿の飛び出しの早期発見などの対策のため、農村部の町道側溝の適切な管理が必要であると考えております。昭和50年頃から町道が急速に改良されてまいりましたが、現在に至る間、改良されてから約30年あまりも経過している道路では、町道の路肩や排水溝にはヤナギやニレ等の雑木が薪になるくらい太くなり、随所で視界をさえぎっている状況でございます。

この排水溝などに生えている不用木は、町側が計画的に伐採をして取り除く必要があると考えておりますが、道路管理者としての対策を伺うものです。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・黒沼議員の「農村部の町道側溝の雑木の伐採について」というご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、町道の路肩や側溝部には雑木が生い茂っている場所があり、町といたしましても、パトロールや町民の皆様の情報、さらに地域要望を基に、交通安全を主眼として雑木の枝払い、除伐をおこなっているところでありますし、地域みずから自治会振興補助金を利用され実施いただいている箇所もあります。

ご理解いただいておりますとおり、町道延長が膨大であることに加え、今年は夏の猛暑により、雑木の生長が著しく対応が追いつかない状況でありました。

作業は、現在も引き続き実施しておりますが、今後につきましても、ご指摘の道路環境改善や交通安全対策を、さらに意識しパトロールや計画的対策実施にあたるよう努力したいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

2番・黒沼君。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

○ 2 番（黒沼俊幸君） 町長から取り組んでまいっているというようなお話を伺いまして、私もこの件では理解をしているつもりであります。ここ何年というか数年の間に、木はご承知のように10年くらいまではさほど太くないと思いますけど、木の太り方というのは、何割つつ増えるというようなことでなくて、直径がどんどん丸いものですから何割増しで太っていくと。ですから20年のものがあと10年たつと、3倍にも4倍にもなるという状況ですし、木の高さも初めは電話線とかそばにある農村部の各家庭に電気がいっているわけです。その電柱についてもきれいな道路のそばに、きれいな状況であった側溝のそばに立てられたものが、もうすでに届くと。これは随所に、私の住んでいる磯分内では、かなりな場所がそういうことが見受けられて、町長が今お話になったように、過去3年ほど前にも地域会でまとまってチェーンソー等で伐採した経過もありますけども、そのことがなかなかここ1、2年の中では、いろんな話し合いの中では、もうこんなちょこっと半日程度出て木を倒すくらいではやりきれないと。もっときれいに徹底的にやっていただかないと、除雪の妨げになる、カーブでの、たとえば磯分内については中オソ方面から大きなタンクローリーが毎日来ていますけど、その方々の運行の支障にもなっているというようなことをございまして、私が考えますに道路が舗装できれいな状態ですから、道路部分の路肩は牧草できれいに刈らさってますけども、溝に、また町道等の境あたりにどちらともなく残した木が、ずっと道路側に斜めに延びて、どんどんこれから延びていくというふうに私は見ております。木の生育というのはもう30年もすると大きな薪になるような状態ですから、これを手入れするということは、私は丁寧にやはり地際から10センチとか15センチくらいの際からきれいに切って、枝は枝、薪は薪というふうに切って、やっぱり旅の人が、旅というか観光の人が標茶からずっと川湯方面に、国道ばかりでなく瀬文平線とかそういう面いっぱい通っております。その方々の視界に入るようにきれいな道路であればいいなど、こういうことで私の考えとしては計画的に、どこからというふうに私は申し上げませんが、弥栄地区であるとか沼幌地区であるとか、やはり町の方で年次計画でもって、5年ぐらいの間隔やられれば、そう木は一回切られたら若芽が出るのに相当時間がかかりますからいいんでないのかなと思います。5、6年の周期できれいに道路を管理清掃していただくことを、私は具体的に提案申し上げますので、もう一度ご返答をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

議員からご提案の趣旨については、十分理解をしております。私どもといたしまして、先ほど申し上げましたように、パトロールそれから町民の皆様方からの情報または地域要望をもとに努力をしております。今後とも、今議員ご提案の趣旨も踏まえまして、交通安全を確保するために努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 2番・黒沼君。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

○ 2 番（黒沼俊幸君） 前向きのご返答がいただけましたので、私はこれで質問を終了いたします。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、2 番・黒沼君の一般質問を終了します。

続いて、11 番・深見君。

○11 番（深見 迪君）（発言席） 二点にわたって質問したいと思います。

一点目は、国民健康保険の広域化の問題であります。

今年の 5 月に成立した「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」、私どもは改定国保法というふうに縮めて読んでおりますが、これが 5 月に成立して、都道府県に、その内容は広域化の推進を求めるというふうになっていると私は読んでいるんですが、これに基づいて北海道は、12 月 8 日の道議会保険福祉委員会に最終案を提出して、「広域化等支援方針」を年内に決定する、今年中にですね、決定するというふうにしています。北海道は、道単位の広域化を目指さないとして方針に盛り込まないと、一応言明していますが、同時に国の法案にそのことが盛り込まれた場合はやらざるを得ないとも言明しているんです。

道による国民健康保険の「広域化等支援方針」についての説明会がこの間あったと聞いていますけれども、それはいつ行われて、またその内容は概略どのようなものであったのか、まず一点目伺いたいというふうに思います。

国民健康保険法についての基本的考え方について、国民健康保険というのは国民にとって一体どういうものであるのか、私どもでいえば、町民にとって一体どういうものであるのかということの基本的考え方ですが、私は、これは社会保障なんだという認識でいるんですけども、それでよろしいのかどうか伺いたいと思います。

町は、広域化について、今までの議論の中で、どうも議場ではスケールメリットがあるので、これはやった方がいいのではないかとこの考え方を示されてきたというふうに私は感じているんですが、もしそうであればその根拠を具体的に伺いたいというふうに思います。全国的に言えば京都と大阪でしたっけ、二つだけがやってもいいのではないかと、後のすべての都道府県は、やらないと、そういう広域化は反対だというような意思表示をしているというふうに伺っているんですが、非常にギャップがあるなというふうに感じているんですけれども、その点その根拠を伺いたいというふうに思います。

国民健康保険事業は、町が保険者であるわけですが、このことによって私は身近に町民の悩みや実態、要望に対してきめ細やかなサービスが行われてきたと私は考えています。

しかし、仮にこれが広域化して、北海道が保険者となると、法定外の繰り入れもできないし、応益割も増えるし、身近な町民の命と健康を守る医療の保障や住民の声も反映できない国保行政になって、町民にとってますますサービスの行き届かない、あるいは高い保険料、高い医療費につながる、利用しづらい国民健康保険になるというふうに考えるのですがその点はどうお考えでしょうか。

私は、標茶町は町民の医療と健康を守り、安心して暮らしていくことができるために

も、今日の町制執行方針の中にも書いてありましたが、そのためにも、国や道に対して広域化に反対だという意見を示すべきだと考えているんですけれどもいかがでしょうか。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の「国保広域化は住民負担になるのではないか」とのお尋ねにお答えをいたします。

本年5月19日、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、都道府県による国民健康保険事業の運営の広域化等を推進するための市町村に対する支援の方針の策定、国民健康保険の財政基盤の強化が盛り込まれた国民健康保険法が改正されました。

お尋ねの北海道の「広域化等支援方針」の説明会の開催であります。9月の8日、第1回北海道国民健康保険市町村連携会議が釧路市で開催され、改正国保法の概要、北海道の国保の現状、全国及び道内保険者のアンケート結果、北海道の広域化等支援方針（仮称）に関する考え方、方針策定に係るタイムスケジュールの説明が行われました。

この会議では、北海道の広域化等支援方針策定の目的は、保険財政共同安定化事業の拡充と普通調整交付金の減額措置の解消を柱としていることが説明され、運営主体の都道府県化については、現行国民健康保険法の改正と財政責任の明確化や全道の保険税率を統一するためには、困難で時間がかかる等の考え方が示されました。

また、11月11日開催の第2回北海道国民健康保険市町村連携会議では、北海道国民健康保険広域化等支援方針（仮称）の素案の説明が行われ、道内市町村国保の事業運営は、被保険者の急速な高齢化、医療費の増嵩、保険税収納率の低迷、被保険者数3,000人未満の小規模保険者が約52%を占め、事務処理体制や財政基盤が脆弱なことから、北海道の果たすべき役割として、小規模保険者の広域連合化、滞納整理機構の設立、保険税収納率向上対策の推進、高医療費市町村における医療費適正化等の方針が示されました。

次に、国民健康保険法についての基本的な考え方ではありますが、国民健康保険制度は、国民皆保険体制実現の中核として発足した医療保険制度であり、憲法に保障された社会保障制度であると認識をしております。

次に国民健康保険の広域化の根拠ではありますが、前段申し上げましたとおり、国民皆保険体制の中核として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きく貢献してきたところではありますが、近年の高齢化の進展や医療技術の進歩等により、医療費は増加の一途をたどる中、長引く経済不況の影響により国保世帯の所得減少が保険税収入の低下を招き、市町村における一般会計からの繰入を余儀なくさせ、本町においても本年度、経済対策として、5,100万円を法定外繰入しているところであります。

将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、財政基盤の安定化と負担の公平化を図る観点から、本来、国の責任において運営されるべきものであると考えております。

次に北海道が保険者となった場合の国保行政についてであります。7月20日、高齢者医療制度改革会議の中間報告が行われ、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の運営主体については、都道府県と市町村の広域連合の両論併記でありましたが、都道府県単位の広域化の内容や運営責任が明確でないなど都道府県が反発していることや、今後、高齢者医療制度改革会議が年末に最終報告を出すこととなっていることから、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の詳細が明らかでないことから、現在の市町村運営の国民健康保険事業と比較できない状況であることを、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、町民の医療と健康を守り、安心して暮らしていくことができるために、国や道に対し、広域化に反対の意思表示をすべきとのお尋ねであります。前段申し上げましたとおり、医療保険制度は、本来、社会保障制度として国が責任をもって運営すべきものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、町民の医療と健康を守る観点から、町内唯一の医療機関である町立病院の運営や予防接種の拡大など健康づくりに対しましては、引き続き町として努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 今までの標茶町の国保の運営のあり方や住民サービスに対する姿勢をずっと見てきますと、ただいま町長が答弁された内容については、ああ、そういう姿勢なんだなということを再確認できるかなというふうに思っていますけれども、一番私が本当にそうだなと一致できる部分は、国の責任で行うべきが本当なんだと、憲法で保障された社会保障の一つがこの国保なんだということを言明されました。まったく同じ考えであります。

ただ、後期高齢者医療制度、私これに反対したんですけども、この時もやっぱり国や道の流れになかなか抗することができなくて、あらがうことができなくて、そういう点では厳しい状況があるかと思うのですが、あの後期高齢者医療制度が導入される時も、後期高齢者の方々の意見、要望、これらがきちんと保険者に伝わるのかというふうな質問をこの場でした記憶があります。それは伝わるという答弁でありました。しかし、伝わってないんですね。なかなか。それで、そのことに対して、前も言いましたけれども、17人の町民の方から異議申し立てを行ったけれども、すべて却下されちゃいましたけれどもね。もし広域化の話が出てきたときに、そういう心配がものすごく私は感じるんです。今の町長の答弁のとおりであれば、私は心配しないで、町は現状維持しながら闘ってくれるのかなというふうに思うのですが、国や道に対して広域化に反対の意思表示をすべきだと、そして、国の責任でこの国保をきちんと継続すべきであると、もっと責任の重みを国は果たすべきであるという意味で、広域化に反対するよ、という意思表示を標茶町が行っていくと、今後ね、ということについて、もう一度はっきりとしたご答弁をいただきたいなというふうに思います。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほど議員からもご指摘ございましたように、私どもといたしましては、従前から国保につきましては、広域化をお願いしたいということを経済的な考え方としてまいりました。基本的には先ほども申しましたように、国の役割ではないのかなと思っておりますけれども、次善の策として国のほうが都道府県ということを示されているわけでありますので、最終的にどういう形になるかわかりませんが、広域化という方向性において、それが国でなければならないということではないというぐあいに私どもは考えておまして、道段階での広域化についても、私どもとしては要請をしておきたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） ということは、ここの、何度か議論しましたけれども、スケールメリットという点で広域化を進める立場にある、希望する立場にあるということなんです町は。それは今までと変わらないんだと。その点でいえば、さっき私が言いましたように、身近な町民の悩みや実態、要望に対してきめ細やかなサービスが薄れるんでないかと。これは後期高齢者医療制度の現状を見れば明らかなんです。法定外の繰り入れもできないと、どうしても困って国保の厳しい会計になってきたということで一般会計から、お金がなければどうしようもない話ですけども、今までは繰り入れを行って国保料の値上げはしなかったというような町のサービスもできなくなってくるわけですよ、広域化になったら。その結果、これは私の考えですが、もし道レベルぐらいまで国保が広域化すると、声も届かなくなるし、必ず保険料は上がっていくだろうと、そういう手当ができないわけですから。というふうに思うんです、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

広域化を私どもが要望している基本的な考え方というのは、現在のように町村単位では、持続可能な保健医療制度が維持できないということでありまして、財政基盤の確立と負担の公平を図る観点からいいますと、それは最終的には国が一律でということはそれは理想型かもしれませんが、次善の策としまして先ほども申しましたように、都道府県段階での広域化ということが、私としては現時点においては当然目指すべき方向であろうというふうに考えておまして、先ほどから議員がご指摘をされております、広域化になると、いわゆる住民の声が届かない、被保険者の声が届かないということに関しましては、それはやはり届けるように私どもが努力するというので、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） そこが一番意見の分かれるところでありまして、一つはこのままいったら維持できないということを経済的に求めるのではなくて、国の責任を果たすとい

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

う所に求めるべきだと私は思うんですよ。そこに重点を置いてまず努力をすると、いうことをしていただきたいと。

二つ目に声は届けますと言ったけど、これは後期高齢者医療制度で明らかじゃないですか。一人ひとりの意見の声は、どこで行われているか議会が30何人で行われてますけれども、だれも発言しないというんでしょう。議事録見たら何人かしか発言しないで、だから住民の意見なんかその中で議論されるなんてことはあり得ないと。僕も何度か後期高齢者の方の、その呼び方も悪いんですけど、そこに加入している被保険者の方の悩みや、意見や切ない願いを、どうやったら町は後期高齢者医療制度のほうに、事業のほうに反映してもらえるのかと聞いたけども、結局はそれは実体としてできてこなかったじゃないですか。そういう意味では私は、比重を広域化に解決策を求めるのではなくて、国の責任に求めるべきだという発信を、そっちのほうにもっと軸足をかけて、町は姿勢を示すべきだというふうに考えているのですが、その点ではいかがですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

一人ひとりの声を届いてないではないかというご指摘がございましたけども、これは直接、被保険者が全体で会議を開いて、その声を吸い上げる形でなくて、例えば構成している町村であり、議会なりが、議会としての声をあげていただければそれはそれなりに、例えば後期高齢者の中でも私どもとしては発信をしているつもりでありますし、町の意見として町民の声をどのように把握するかということ。ただそれが町の意見として多数であるのかそうでないのかということも私どもとしては、そのことはある程度そんたくをしなければいけないと、そのように考えております。

あくまで国の責任においてを求めるべきだというご意見については、それはご意見として承っておきますけども、私どもとしては、これ以上単独の市町村において国保というものを安定的に維持していくことは非常に、先の見通しが立たないという状況もありまして、できるだけ早い機会に広域化というものを進めていただきたいと、そのように要望してまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

それからまた議会の議論の中でも、一般会計の現在のような繰り入れに対して懸念を示されている意見もございますし、実際にある程度繰り入れの限度額等については目安を検討すべきとのご意見等々も伺っておりまして、標茶町議会としてどのようなご意見になるのかということも私どもとしては十分にそんたくしなければいけないと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） ちょっと意見が180度といいますか、食い違っていますので、もう一回りして360度になれば一致するのではないかと思うのですが。

ただ一つだけ、最後に一点だけ指摘したいのですが、今、標茶町が保険者となっている国民健康保険は、一人ひとりの声を町は受け止めてくれてるんですよ。そうでしょ

う。担当課もそうだと思いますけれども、国保で困っている被保険者がいたら、町は相談に乗ってくれているんですよ。一人ひとり、さまざまな事情で。そうでないですか。それができなくなってくるんだということを私は言いたいですよ。それで、国保でこんなふうに困っているんだと、僕はそういう実態を見てきましたし、役場の職員の方が、本当に親切にその人の相談に乗ってやる、解決策を作ってやるということ、その実態も見てきました。今、これで払えないんだけどどうなんだろうかといったときに、こうすればいいとか、あるいは保険料を当面ここまで待ってやるよとか、下げてやるよとか、いろんな形で、その一人ひとりの声をちゃんと受け止めてくれたんですよ。今でもそうだと思います、標茶は。後期高齢者は、そうでなくなったんじゃないですか。そこはやっぱり違うと思うのね。そこは僕は、町長の認識と全く違うので、言ってみれば町民に優しい役場が、役場の果たす役割が、広域化によって僕は消えてしまうということが一番恐れているわけで、そこは認識はちょっと違うんじゃないですか。そこだけ聞いておきたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

本町の対応等について高い評価をいただいておりますことに関しましては、感謝申し上げます。これが例え将来的に広域化になりましても、そういった町民の声を標茶町の声として伝えるように、私どもとしては努力をしてまいりたいということ、先ほどから申し上げているわけで、ただ、構成というのは私どもだけになりませんので、民主主義の原則からいいまして、こういった形になるのか、こういった声が反映されるのかについては、私どもとしてはそういった反映をしていただくような努力をしていくと、そういうことしか現時点では申し上げられませんので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） お考えはわかりました。後期高齢者医療制度が発足する時も、同じ答弁だったんですね。一人ひとりの声を伝えるように努力していきたいと。しかし、実態は、そうでなくなった。これが後期高齢者医療制度の実態だったんですよ。だから、国保も、同じことになるんでないかという危惧を私は持っているんですが、今日の議論はそこまでにして、次の質問に入りたいと思います。

標茶町の「非核平和の町宣言」の制定の問題ですが、標茶町では昭和60年4月、もう25年前のことですが「非核平和の町宣言」に関する請願書が1,737名の署名をつけて町民から提出されました。この請願は、総務委員会付託になって、審査の結果「願意妥当で採択すべきもの」として議長に報告され、直近の臨時会で採択されました。

しかし、当時の町長は、核廃絶の意義、必要性を認めつつ「国際問題に一自治体が言及することに疑問があると。自治体が「宣言」することの意義、住民世論の動向など広範な立場での判断が必要である」等の理由で議会が採択したにもかかわらず「宣言」を行ってきませんでした。私は当時の会議録を何度も読み直しましたが、議会がこれを願意妥当

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

としたにもかかわらず、町長が「非核平和の町宣言」を拒んできた理由が今でもよく理解できません。

私たちの町標茶町では、住民の自主的な運動で40数年にわたって広く町民のみなさんから募金を募り広島、長崎に代表を送り続けてきました。そして、核廃絶の運動を行ってきました。今年も2名の高校生が代表として派遣され、多くのことを学んできて町民への報告も行ったところです。それは新聞にも報道されましたので、目を通された方もいらっしゃると思います。

また、1985年に核戦争阻止・核廃絶めざす「ヒロシマ・ナガサキアピール署名」、実に、町民の過半数6,242筆も集めて標茶町は運動したんです、住民は。このように核兵器をなくし平和を願う町民の心は誰しも同じであるというふうに思います。

現在、核をめぐる情勢は、昨年4月のプラハでのアメリカのオバマ大統領の「核兵器のない世界」宣言など核廃絶運動は過去にないほど世界的に広がりを見せています。北海道でも179自治体のうち102自治体が「非核平和宣言」を行っています。全国では実に82.3%の市町村がこの宣言を行っています。

私たちの住むこの釧路管内では、標茶町を除く1市6町村がすでに早くに宣言を行っています。行っていないのは標茶町だけだということですね。「非核平和の町宣言」を行っていないのはそういう意味で標茶町だけで大変残念だなあというふうに思っています。釧路市や釧路町では毎年公費で高校生や一般町民を平和祈念式典や、原水爆禁世界大会に派遣しています。

核兵器廃絶は、地球の住人の草の根からの願いと運動があってはじめて実を結ぶと考えます。その役割の一端を標茶町も担って、核兵器廃絶の願いを込めて「非核平和の町宣言」をするべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の「標茶町も非核平和の町宣言の制定を」についてのご質問にお答えをいたします。

世界の平和と安全は、人類共通の願いであり、よりよい生活を築き、守り、維持していくための基本理念であります。

世界唯一の被爆体験国である日本国民の一人としては、この地球上からあらゆる核兵器の廃絶と戦争の根絶を願うものあります。

最近の国際情勢においては、北朝鮮が準備を進めているとされている核実験に対し、報道によりますと各国が実験を行なわないように強くけん制しているとのことであり、隣国への砲撃など国際社会では緊張感が増幅しているところでもあります。

さて、議員ご指摘の「非核平和の町宣言」に関しましては、昭和60年4月議会において「宣言」に関する請願を採択したにもかかわらず、当時、町は宣言を行なわないことについて、自治体が宣言する意義、住民世論の動向などにより判断をするとし、また、この種の運動は行政が先行して進めるのではなく、自主的な住民運動、職場、生産拠点などが

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

らの活動が不可欠であり、こうした自主的な取組を側面的に支援し、住民からの要請の高まりの時期を考慮して「宣言」を考えることとしておりました。

その後、4 半世紀が過ぎた現在、全国、全道的にも数多くの自治体が宣言していることはご案内のとおりでありまして、「日本非核宣言自治体協議会」の活動や「原水爆禁止国民平和に関する運動」などの取組みが継続されている今日、本町においても「宣言」について、今後、議会の皆様とも協議をしながら検討して参る所存でありますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 以前のこの問題について、再三、私の先輩である羽田議員等が何度か質問して、その時の答弁からみると非常に前向きな答弁だなど、そういうふうにはいますが、しかし、例えば国連のパン事務局長が、「もう平均年齢75歳を超えている被爆者の人たちが生きているうちにこの核兵器廃絶を目指そうじゃないか」と。ここまで情勢が来ている。そうすると一自治体がやれることからやっていくべきだなどというふうに僕は思うのです。

当時、行政が先行してこれをやるんじゃないかというはそのとおりで、あれ以来40数年間にわたって、広島に標茶から人を送り続けたり、あるいは開発センターで原爆写真展を行ったり、報告会を行ったり、ずっとその運動はいろんな団体の力で続けられてきているんです。だから、機は熟しているのではないかと私は思います。

もうなくなった美空ひばりさんという歌手がいましたが、この方が、松山善三という映画監督の詞で古賀政男がプロデュースして「一本の鉛筆」というそういう歌を歌ったんです。彼女はなくなる前に、おそらく1,000曲を超える持ち歌の中で、もし10曲を選ぶとしたら私はこの「一本の鉛筆」、これは広島のことを歌った歌なのですが、この「一本の鉛筆」を10曲の中に入れてたいというふうに言っているんです。「一本の鉛筆があれば 8月6日の朝と書く、一本の鉛筆があれば 人間のいのちと 私は書く」こういう歌詞で締めくくられているんですが。あるいは、今年の「紅白」で初出演するシャンソン歌手の「クミコ」、知らない人がいるかもしれませんが、私は好きなので良く聴くんですけど、この方が初出演ですが、そのなかで「I NOR I～祈り～」という歌を歌うんです。この「I NOR I～祈り～」という歌は、佐々木禎子さんという当時6歳で被爆して確か12歳で亡くなって、今広島「原爆の子の像」ということで銅像になって飾られています。この佐々木禎子さん、自分の飲む薬の紙で、折りヅルを千羽折ったら病気が治るということを信じて、実際は千羽以上折ったんですが、そして亡くなっていったその佐々木禎子ちゃんのことを、折るということは祈るということなんだ、同じなんだというような意味を込めて、そして今年の「紅白」、大晦日にこれを歌うという話を聞いています。

全国どこでも、やっぱりできることから核兵器廃絶の運動を行おうと、できることから始めようということなんです。そういう意味では、私は、もうちょっと積極的な答弁がい

ただけたらなというふうに思っていましたし、標茶町も核兵器廃絶、ヒロシマ、ナガサキの問題を標茶から発信する運動はずっと続けてきたし、そういう意味では機は熟しているなというふうに考えているんですが、その点で、今こそという、オバマでないですけども、今こそという、そういう決意のほどをもう一度伺いたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この宣言のやり方として、いろいろな方法があるかと思います。実際に自治体が宣言をする場合もございますし、議会が決議を宣言するという手法もありますし、また双方やられる方、また、町として宣言する方法等あると思います。

先ほども申しましたように私は、自治体が先行するのではなく、町民みずからが主体的に要請の高まりの中で、町全体としてどういった形にするのか等々が、私は必要ではないのかということで、議会の皆様方とも協議をしながら検討してまいりたいというぐあいに申し上げたわけでございますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終わります。

続いて、15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（発言席） 通告しておりました件につきまして、1件質問をさせていただきます。

このたびの改正農地法による見解と対策について伺いたいと思います。

農地法の一部改正が施行されたのを受けまして、ここ数年、外資系を含む一般企業の農業参入への機運が高まってきており、特に農地利用のなかでも貸借期間が20年から50年と拡大されまして、さらに標準の小作料を廃止するなど産業界全体にも今までにない動きがあり、まさに「農業開放元年」の様相であるとも報道されております。

一方では、家族経営中心の農業の根幹を崩壊させる改正でもあり、また、国土が崩壊する恐れがあり、自給率向上につながらないともいわれております。この改正についての見解と対策として、改正に伴い行政としての農業参入に対してどの程度関与できるのか。

また、農業委員会が担う許認可の業務と役割が大幅に拡充されることが予想されることから、委員会組織についても拡大していくべきではないかと思いますが、以上三点ほどにつきまして併せてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の「農地法改正についての見解と対策について」のご質問にお答えをいたします。

まず、行政として農業参入に対してどの程度関与できるのかのお尋ねでございますが、ご案内のとおり、昨年12月に施行されました改正農地法は、法が掲げていた自作農主義の理念を改め、制度の基本を「所有」から「利用」に再構築しようとするもので、所有資格の制限を緩和し、あわせて貸借を通じて農地を最大限に利用促進することとしております。この貸借規制の緩和により、農業生産法人以外の法人等が参入できるように法律が改

正されたわけであります。

さて、町行政の関与につきましては、通常の農地法の許可要件については、法令に基づき農業委員会が判断を行うこととなりますが、議員お尋ねの農業生産法人以外の法人の参入等にあたっては、さらに地域の土地構想との整合性や地域づくりの観点から町の関与が必要であることから、その許可に当たりあらかじめ市町村長に農業委員会から通知を行うことと定められております。

通知を受けた市町村長は「農地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるとき」、具体的には地域の土地利用を一体として見る視点から、町が定める農業振興地域整備計画や農業経営基盤強化促進法の基本構想との整合性を確保する必要がある場合には、意見を述べるができる仕組みとなっております。

また、農業委員会が判断を行う際の許可要件につきましても、従来の要件であります、全部効率的要件、下限面積要件のほかに新たに「地域との調和要件」が昨年の農地法の改正により創設されております。

この地域調和要件については、一般的な農家の売買・賃貸にも適用される要件となりますが、「農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用が分断する場合」や「無農薬栽培を行っている地域で農薬を使う農業を行う場合」、「周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらすおそれがある場合」などが例示されております。この要件が、参入規制の緩和に伴い、地域における家族農業経営中心の農業の取組みを阻害せずに農業上の利用を適正に行うことを担保するための措置として新たに創設された要件であります。

さらには、土地の所有者との土地の貸借の契約条項についても「適正に利用されていない場合には貸借を解除する旨の条件を契約に付していること。」が条件となっております。

全ての要件を満たして許可を行う場合についても、「毎年利用状況の報告を義務付けること」を条件に付すこととされており、適正に利用されていない場合は農業委員会が勧告を行う仕組みとなっておりますし、勧告したにもかかわらず、契約を解除しない場合においては許可を取り消すというように、農業上の利用をきちんと行うことを担保するための措置が幾重にも設定されております。

昨年の農地法改正により、貸借規制を緩和し農業生産法人以外の法人等が参入できるようにされた背景には、担い手不足等による耕作放棄地が増加傾向にあるということがあります。

遊休農地が多く存在している地域の、利用されていない農地について、その農地を有効利用するための法律改正でもありますので、新たな参入が地域の混乱を招かず、農業生産が向上するのであれば、否定するなにもものでもないと考えるところであります。

私はこれまでも、地域社会や農業の持続性が保たれていくためには、多様な経営体が存在していくことが有効ではないかと申し上げてまいりました。家族経営や協業法人等々

が共存し、それぞれの持てる力を発揮することが望ましいと考えておりますことをご理解を賜りたいと存じます。

二点目については、農業委員会の業務拡大に伴う委員会組織の拡大についてのお尋ねになりますが、ご案内のとおり農地法改正に伴い、農業委員会の担う許認可等の業務と役割が質、量ともに増大をしております。

全国農業会議所が農地法改正前に試算したところ、新たな農地制度により農業委員会に追加される事務量は改正前の事務量に比べ1.7倍になると試算されており、その業務を行う農業委員会事務局職員の平均的な職員配置人数についても、3人から5人と試算をされております。

ただし、追加される業務量の中には、一般企業が一定程度参入した後の利用状況報告が含まれているため、改正後すぐに業務量が激増するわけでは無いので、注意深く業務量の推移を見守りながら適宜農業委員会と協議してまいりたいと考えているところであります。

また、農業委員会組織の委員定数につきましては、農業委員会がみずから判断すべき事項でありますから、私の方から意見を申し上げる立場にはございませんが、農業委員会では来年の7月の任期満了に伴い、今年8月から農業委員会委員の定数の検討を行っております。現在は農地・農政両部会に付託し、継続協議を行っている状況と伺っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 農地法の改正、偶然に今の首相が農地法の改正に前向きということで、新聞等々ご覧になったと思いますが、TPPの参加をにらんで農業対策に絡み、農業の新規参入を施すための農地改革について、積極的に前向きな考えということを書かれたことが報道されておりましたが、私はこの農業対策という政策そのものが、非常に一般的な一部改正以上に大きな混乱をきたしてきているなあという懸念で、通告の中では言ったのですが、ここまで非常な勢いで国際情勢まで発展するような、この首相の考え方というのが述べておりましたので、ちょっと懸念があったかなと思っておりました。

そこで、町長の行政の関与につきましては、農業委員会独自の施策でありますから、その点については理解いたしますが、ただ、本町にとりましては、18年の統計上は、約耕地面積というのは3万ちょっとヘクタールですか。ですから実質的には畑そのものというのは、3%から4%ぐらいかなと思いますし、あとはほとんど農業生産者の牧草面積ということですから、農地に対する参入というのは、先ほど町長のご答弁で申しましたように、移住促進対策でございますとか、担い手不足の耕作地を活用していただきますとか、遊休地の大きな意味では移住促進の一環かなと思っています。

そこで、今答弁の中で、実質的には農地法にのっかって、実際標茶町の下限面積とかそういう料金設定とかって、そういうものも改正の中に盛り込まれてきているんでないかと思いますが、この辺は施策として農地の改正に伴っての面積的なものというのは、どのよ

うに周知されていくのかなど、その辺のことは述べられておりませんが、下限面積の要件も出ているんですよということで、これは中身につきましては、私も報道だけで、範疇でありますから、そういった要件についてどのような改正とにらみ合わせていくのかなあと、この点もう少しお聞きしたいということです。

それと、見解としてはお聞きいたしました。これからも一方では一般法人の参入につきましては、やむを得ない政策の緩和措置でございますが、一方ではそれを参入を防ぐと言いましょうか、促進するためには農地の活用の促進ということも、町長の政策としては今述べられたとおりでありますから、その辺を、ちょっと相反する点が若干あるかなと思ってお聞きしておりましたけども。例えば、今回の遊休農地の改正に伴って、町として農地の開放そして遊休農地の活用、さらに一段とその対策として、どう PR をしていくかということも考えていかなきゃならないということも私は思っていましたけども、その辺について抽象論的になりましょうか、基本姿勢ということでお聞きをして、中身についても一点お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

昨年の改正の時点で、深見議員からのご質問にもお答えをしたんですけども、私は基本的に、利用されていない農地を有効利用するという観点の中から、既存の農業者であるとか経営者の秩序を壊さない中での新規参入ということで、本町の場合はこの改正の農地法に対して、私としては前向きに捉えてきたということは、ぜひご理解を賜りたいと思いません。

農地の状況等については、当然私どものように、酪農の基幹産業である地帯とやっぱり内地府県の都市近郊の農地のあり方等々については、いろいろな条件の違いがあることでありまして、一律に述べるということに関しては、かなり困難性がありますけども、本町においては、農地の大半が採草地・放牧地でありまして、そういった意味からいうと、下限面積を緩和するということに関していうと、それほど大きな影響というのはないのかなと思いますし、この貸借期間が延ばされたことに関して、懸念されるご意見がございますけども、ただ、この背景としては果樹栽培等々で、ある程度時間を長期間に設定しなければ生産が期待できないというような等々の声があつて、この期間が延長されたということがあると思います。それとともに先ほど議員がご指摘になりました T P P 等々の状況も踏まえた中で、わが国はすでに W T O という体制の中に組み込まれておりまして、いわゆる自由貿易を推進するという基本的な国是があるわけで、農業生産においても、より効率的な生産というものを進めていかなければいけない。そういった場合に、農地の再編、効率的な利用に何ができるかということを考えて場合に、農地が現在の所有から利用を前提とした法律に変わってきたということに関していうと、私は昭和 25 年以来最大の改正ではなかったのかなと思います。

ただ、農地法についても、平成 11 年に新農業基本法というものが制定をされておりました。

て、この時に農業の基本が、食料の安定的供給の確保、多面的機能の発揮ということ。それから農業の持続的発展、農村の振興というぐあいに、国の農業の基本方針が変わってきておまして、そういった中で農地法というものが、どうあるべきかということも我々は考えていかなければいけない。ただ、現実問題として、世界には食料を輸入しなければ生きていけない地域や国があるのも事実でありまして、生産できる農地をもっているところが、効率的に生産を行うということは、これは世界的に方向としては、私どもは目指すべきではないのかなど。そういった観点から農地の効率的な利用をどうはかっていくかということ考えた場合に、遊休農地がどんどん増えているような状況の中では、新たに農地を効率的に利用していただける方たちが参入してくるということに関しては、私は前向きに捉えたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） もとより、今回の改正というのは、遊休地を都市部のほうをターゲットにしながら、こういう全国一律の制度でございますから、その辺については、町長のいわれる姿勢というのは十分理解しているところでございます。そして、同時にこれだけ大きな、今言われた国際的な T P P の問題含めて、農地行政というのはかなり大幅に、よく分かりにくくなってきているというのは事実でございますから、改正と同時に、私は J A との、農協さんとの根本的な農地行政について、根底から検討していく必要があるのではないかと。一方では行政としてもその危機感、一次産業の方々にとっても、改正と同時に一面ではどんどんどんどん自由化に進まざるを得ない。こういう状況になりつつある。そういった中では、この改正に伴って、首長として定期的と言わないまでも、農協団体、農業団体ともそういった根本的と言いましょか、農地行政というものを検討していく必要があるのではないかと思いますので、その点を最後に質問させていただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

議員の指摘のとおりだと私は考えておまして、先ほど議員がご指摘になりましたように、農地法の改正に伴い、農業委員会の役割が非常に大きくなってきている。いわゆる地域で判断すべきことが非常に多くなってきている。そのことに対して私は、J A さんとしても高い関心をもっていただきたいということは、これまでも申し上げてきましたし、農業施策全般につきましては、常に J A さんとの協調といいますか、意見交換を諮りながら連携を密にして進めてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 0 0 分

◎議案第 63 号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 13。議案第 63 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第 63 号、標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、町立病院改革プランに基づく現行の病床数 85 床から 25 床削減し 60 床とする改正及び法制執務上の改正、並びにこれまで運用してまいりました病院の診療時間を午後 4 時 30 分から 15 分延長し午後 4 時 45 分までとする改正でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第 63 号。標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町病院事業の設置等に関する条例（昭和 43 年標茶町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「病院事業」を「、病院事業」に改める。

第 2 条第 1 項中「ともに公共」を「共に、公共」に改め、同条第 3 項第 1 号中「85 床」を「60 床」に改める。

この病床数の削減改正は、ご案内のとおり平成 19 年 12 月に総務省が決定公表いたしました公立病院改革ガイドラインの中で、病床利用率がおおむね過去 3 年間連続して 70% 未満となっている病院については、公立病院改革プランにおいて病床数の削減、診療所化等の抜本的な見直しを行うことが適当であることを受け、町立病院は病床利用率 70% 未満でございますので、改革プランに盛り込み今回改正を行うものであります。

なお、60 床とする理由につきましては、入院に支障がない範囲の数値であることと、60 床の 70% は 42 床であり、入院患者数の実績からも、病床利用率 70% を達成可能な数値であることからでございます。

第 3 条中「予算」を「、予算」に、「1 件」を「、1 件」に改める。

第 4 条中「第 243 条の 2 第 4 項」を「第 243 条の 2 第 8 項」に、「病院事業」を「、病院事業」に改める。

第 6 条第 2 項中「するとともに」を「すると共に」に改め、同項第 3 号中「病院事業」を「、病院事業」に、「町長」を「、町長」に改める。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

第 7 条第 1 項中「その他」を「、その他」に改め、同条第 2 項中「所属職員」を「、所属職員」に改める。

第 8 条第 1 号中「検査室」の次に「、リハビリテーション室」を加える。

第 9 条第 1 項中「午後 4 時 30 分」を「午後 4 時 45 分」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「、前 2 項」に、「又は」を「、又は」に改める。

職員の勤務時間が平成 19 年 4 月 1 日から 15 分延長になったことに伴い、これまで診療時間を 15 分延長運用してまいりましたが、今回の改正に合わせて午後 4 時 30 分を午後 4 時 45 分に改正するものでございます。

第 11 条中「官公署」を「、官公署」に改める。

第 12 条第 3 項中「第 11 条」を「前条」に改め、同条第 5 項中「町長」を「、町長」に改める。

第 14 条中「派遣に」を「、派遣に」に改める。

第 16 条第 1 項中「入院料」を「、入院料」に改め、同条第 2 項中「退院」を「、退院」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 63 号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議にはいります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 63 号は原案可決されました。

◎議案第 64 号ないし議案第 69 号

○議長（鈴木裕美君） 日程第 14。議案第 64 号・議案第 65 号・議案第 66 号・議案第 67 号・議案第 68 号・議案第 69 号を一括議題といたします。

議題 6 案の、提案趣旨の説明を求めます。

平成22年標茶町議会第4回定例会

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年度標茶町一般会計補正予算第4号であります。各事務事業の精査を行うなかで、それぞれ減額・増額補正を行うとともに、健康推進体制の強化、安定した病院運営、牧場体制の強化、安心・安全なまちづくりの推進に資する予算の計上。

また、降雪期を迎え、対策を磐石なものとするため除雪対策費を計上するなどの措置を行うもので、歳入歳出それぞれ3億1,026万5,000円を追加し、総額を112億7,273万3,000円にしたいというものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、子宮頸がん等ワクチン接種補助で668万円、牧場の頭数の増加に係る体制強化で2,829万円、虹別中学校屋体耐震改修で5,700万円、除雪対策費で1億243万7,000円を追加したところであります。

他会計への繰り出しにつきましては、病院事業会計負担金及び補助金で1億727万円、介護保険事業特別会計は保険事業・サービス事業合わせまして17万9,000円の追加、上水道事業会計は22万5,000円の減となっております。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、さらに地方交付税4億3,443万6,000円、繰越金1,418万9,000円を充当するなどにより、収支のバランスを図ったところでございます。

また、債務負担行為で2件、地方債で1件提案をしてございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

平成22年度標茶町一般会計補正予算（第4号）。

平成22年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,026万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億7,273万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明

平成22年標茶町議会第4回定例会

と重複いたしますので省略をさせていただきます。

5ページをお開きください。

債務負担行為補正であります。

事項で、パソコンLAN機器導入費では、補正前の限度額、916万7,000円（利子14万3,000円を含む）を、補正後の限度額は、920万8,000円（利子8万1,000円含む）にし、新たに1件追加であります。農業経営基盤強化資金（平成22年度上期）であります。期間を平成23年度から平成27年度、限度額を融資額2億1,315万円に対する利子補給（年0.10～0.26%）175万8,000円であります。

31ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額は、179万9,000円を追加して58億3,018万1,000円となり、当該年度以降の支出予定額は179万9,000円を追加し15億7,933万2,000円となります。括弧内の平成22年度支出額については変わりはありません。財源内訳であります。特定財源で国道支出金で1億5,604万1,000円、その他で12億9,887万円、一般財源で1億2,442万1,000円あります。

6ページにお戻りください。

地方債補正であります。

起債の目的、5学校教育施設整備事業中学校屋体耐震事業で、限度額2億4,050万円に2,750万円を追加し、補正後の限度額を2億6,800万円とするものでありまして、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

合計で申し上げますが、10億7,951万1,000円に2,750万円を追加し、11億701万1,000円となります。

32ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みですが、当該年度中起債見込額は補正前の額10億7,951万1,000円に2,750万円を追加し、補正後の額を11億701万1,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額108億5,468万3,000円に補正額2,750万円を追加し、補正後の額は108億8,218万3,000円でございます。

以上で、議案第64号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第65号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、歳出では、国保総合システム改修費115万5,000円の追加と医療給付費の組換え、歳入では、国保総合システム改修に伴う特別調整交付金の追加であります。

平成22年標茶町議会第4回定例会

なお、本案につきましては、11月29日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

平成22年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,902万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして、説明をさせていただきます。

8 ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開き願います。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第65号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第67号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案は、平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、保険事業勘定の歳出では、人事院勧告に伴う人件費の減額、保険給付費の追加。歳入では保険給付費の追加に伴う国道支出金、介護給付費準備基金積立金、一般会計繰入金の追加。介護サービス事業勘定の歳出では、人事院勧告に伴う人件費及び一般会計繰入金の減額。歳入では施設サービス収入の追加が主なものでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成22年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,037万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億736万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ693万5,000

平成22年標茶町議会第4回定例会

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,877万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして、ご説明いたします。

11ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第66号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、人事院勧告に伴う人件費の補正及び公共下水道整備費における公共下水道と特定環境保全下水道での費用負担の整理を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成22年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,496万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い、説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままで説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第66号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第69号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

平成22年標茶町議会第4回定例会

本案は平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）で、人事院勧告に伴う人件費の補正によるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 平成22年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成22年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、22万5,000円を減額し1億638万1,000円に、第2項営業外収益、22万5,000円を減額し3,239万1,000円とするものです。

支出。第1款水道事業費用、22万5,000円を減額し9,285万9,000円に、第1項営業費用、22万5,000円を減額し8,198万7,000円とするものです。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1. 職員給与費、35万4,000円を減額し2,331万9,000円とする。

（他会計からの負担金）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1. 一般会計（人件費分）、22万5,000円を減額し1,615万6,000円とする。

以下、予算書に従い説明いたします。

7 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、内容省略）

3 ページをお開き願います。

平成22年度標茶町上水道事業会計資金計画（補正）です。

補正部分のみの説明といたします。

初めに受入資金ですが、3. 他会計負担金、22万5,000円を減額し2,214万9,000円に。合計で22万5,000円を減額し補正後の額は5億5,271万6,000円。

次に支払資金です。1. 営業費用、22万5,000円を減額し3,937万5,000円。合計でも22万5,000円を減額し、補正後の額は3億4,299万2,000円。差引の増減はゼロ円で、補正後の額は2億972万4,000円です。

2 ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第69号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第68号、平成22年度標茶町病院事業会計補正予算の提案趣旨並びに内容について説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、収益的収入・支出それぞれ1,605万9,000円を追加し総額を11億3,624万7,000円にしたいというものでございます。

支出補正の主なものを申し上げますと、給与費では人事院勧告に基づく給与改定、制度改定等による給料・手当・法定福利費計1,335万4,000円の減額を行うとともに、看護師確保のための育児休業代替臨時看護師の継続雇用等による賃金・法定福利費で615万4,000円の追加及び報酬は282万6,000円の減額、経費は委託料等が執行残を見込み157万6,000円の減額、特別損失は平成21年度入院基本料と返還金2,752万2,000円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、医業収益の入院収益では、現年度収益から相殺される平成22年4月から7月までの入院基本料と返還金2,171万3,000円のほか、同年8月から10月までの入院基本料10対1から特別入院基本料にランクダウンいたしました減収分及び患者数の低迷により、当初見込から患者数951人を減じた推計による減収分の合計9,516万4,000円の減額と、外来収益は患者一人1日あたりの単価増により381万4,000円の追加補正を行い、入院収益の減収及び費用の追加補正に伴い、医業外収益の一般会計補助金、負担金あわせて1億727万円を追加し、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、内容について1ページから説明申し上げます。

平成22年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条（総則）でありまして平成22年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条は（業務の予定量）でありまして、平成22年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（2）年間患者数、入院は951人を減じ1万5,109人に、外来は1,199人を減じて3万7,681人にするものであります。

（3）1日平均患者数、入院は3人を減の41人、外来は5人減の155人でありまして。

（4）主要な建設改良事業は、器械及び備品購入費で308万3,000円を追加し1,927万3,000円とするものであります。

第3条は（収益的収入及び支出）でありまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款、病院事業収益は1,605万9,000円を追加し11億3,624万7,000円に。第1項、医業収益は9,135万円を減額し5億9,637万8,000円に。第2項、医業外収益は1億740万9,000円を追加し5億3,986万9,000円に。

支出の第1款、病院事業費用は1,605万9,000円を追加し11億3,624万7,000円に。第1

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

項、医業費用は1,146万3,000円を減額し10億5,081万6,000円に。第4項、特別損失は2,752万2,000円を追加し2,752万2,000円とするものであります。

次に、2ページにまいります。

第4条は（資本的収入及び支出）でありまして、予算第4条本文括弧書中「1億818万5,000円」を「1億910万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入は216万円を追加し218万円に。第2項、補助金は216万円を追加し216万円に。

支出の第1款、資本的支出は308万3,000円を追加し1億1,128万8,000円に。第1項、建設改良費は308万3,000円を追加し1,927万3,000円とするものであります。

第5条は（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）で、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費で1,002万6,000円を減額し7億819万円とするものであります。

第6条は（他会計からの繰入金）で、予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

第1号、医療対策費補助は1億727万円を追加し4億7,943万1,000円とし、合計では1億727万円を追加し5億2,651万円とするものであります。

第7条は（たな卸資産購入限度額）で、予算第7条中「1億980万円」を「1億993万9,000円」に改める。

次に予算説明書に従い説明申し上げます。

13ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

次に、6ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1. 総括であります。補正前に対する補正後の比較ですが、職員数は特別職が非常勤公務補1人の減、給与費では報酬が282万6,000円の減、給与が287万9,000円の減、賃金が433万円の増、手当が884万7,000円の減で、計で1,022万2,000円の減であります。法定福利費は50万1,000円の増で、合計で972万1,000円の減でございます。

手当の内訳は記載のとおりでございます。

以下、7ページから10ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に5ページをお開き願います。

平成22年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。

補正部分のみで説明いたします。

まず、受入資金でございますが、1の事業収益で9,135万円を減額し5億5,459万8,000円、2の前年度未収金で4,269万9,000円を追加し、計で8,643万円。3の一般会計補助金で6,220万9,000円を追加し、計で2億732万7,000円。4の一般会計負担金で4,506万1,000

平成22年標茶町議会第4回定例会

円を追加し、計で3億1,918万3,000円。7. 前年度繰越金で132万6,000円を追加し、計で8,443万9,000円。8の国庫補助金で229万9,000円を追加し、計で229万9,000円。受入資金合計では6,224万4,000円を追加し、計で13億6,929万6,000円であります。

次に支払資金でございますが、1の事業費用で1,605万9,000円を追加し、計で10億3,434万2,000円。2の前年度未払金で1,976万5,000円を追加し、計で4,376万5,000円。3の建設改良費で308万3,000円を追加し、計で1,927万3,000円。支払資金の合計では3,890万7,000円を追加し、計で12億9,939万5,000円であります。

受入資金と支払資金の差引では2,333万7,000円の追加となり、計では6,990万1,000円であります。

次に11ページをお開き願います。

平成22年度標茶町病院事業予定貸借対照表（補正後）についてであります。資産の部1の固定資産、(1)の有形固定資産、イの土地からホ車両までの合計で20億1,353万4,000円。(2)無形固定資産はイ電話加入権38万8,000円で合計も同額であります。(3)投資のイ長期貸付金は5億円で、合計も同額であります。したがって固定資産合計は25億1,392万2,000円となります。2の流動資産は(1)の現金・預金から(4)のその他流動資産までで1億3,905万5,000円で、資産合計は26億5,297万7,000円であります。

次のページへまいります。

負債の部では、3の固定負債は320万2,000円で合計も同額であります。4の流動負債(1)の未払金から(3)のその他流動負債までの合計は3,920万円で負債合計は4,240万2,000円であります。

資本の部では、5の資本金(1)自己資本金9億38万8,000円、(2)借入資本金は企業債で14億8,550万2,000円、資本金合計で23億8,589万円。6の剰余金(1)資本剰余金については、イ受贈財産評価額とロ国庫補助金までの資本剰余金合計は2億6,749万2,000円、(2)欠損金についてはイの当年度未処理欠損金4,280万7,000円で欠損金合計も同額であります。剰余金合計2億2,468万5,000円、資本合計で26億1,057万5,000円、負債資本合計で26億5,297万7,000円であります。

次に3ページをお開き願います。

平成22年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先に開催をいたしました町立病院運営委員会に諮問し了承を得ておりますことを報告いたします。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題6案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「議案第64号・議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題 6 案は、議長を除く 15 名で構成する「議案第 64 号・議案第 65 号・議案第 66 号・議案第 67 号・議案第 68 号・議案第 69 号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 2 時 3 0 分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 10 番 舘田賢治

署名議員 11 番 深見迪

署名議員 12 番 田中敏文

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

平成22年標茶町議会第 4 回定例会会議録

○議事日程（第 2 号）

平成 22 年 1 2 月 8 日（水曜日） 午後 4 時 0 0 分開会

- 第 1 請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める請願（産業建設委員会報告）
- 第 2 議案第 6 4 号 平成22年度標茶町一般会計補正予算
議案第 6 5 号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第 6 6 号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第 6 7 号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第 6 8 号 平成22年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第 6 9 号 平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算
(議案第64号・議案第65号・議案第66号・議案第67号
議案第68号・議案第69号審査特別委員会報告)
- 第 3 議案第 7 0 号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第 7 1 号 教育委員会委員の任命について
- 第 5 意見書案第 1 2 号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書
- 第 6 意見書案第 1 3 号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書
- 第 7 閉会中継続審査の申し出について（厚生文教委員会）
- 第 8 閉会中継続調査の申し出について（総務委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（産業建設委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 意見書案第 1 4 号 免税軽油制度の継続を求める意見書

○出席議員（14名）

1 番 田 中 進 君	2 番 黒 沼 俊 幸 君
3 番 越 善 徹 君	4 番 伊 藤 淳 一 君
5 番 菊 地 誠 道 君	6 番 後 藤 勲 君
7 番 林 博 君	8 番 小野寺 典 男 君
1 0 番 舘 田 賢 治 君	1 1 番 深 見 迪 君
1 2 番 田 中 敏 文 君	1 3 番 川 村 多美男 君
1 5 番 平 川 昌 昭 君	1 6 番 鈴 木 裕 美 君

○欠席議員（2名）

9 番 末 柄 薫 君	1 4 番 小 林 浩 君
-------------	---------------

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教育管理課長	島 田 哲 男 君
社会教育課長	中 居 茂 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員14名、欠席2名であります。

(午後 4時00分開会)

◎請願第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第1。請願第1号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました産業建設委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・菊地君。

○産業建設委員会委員長（菊地誠道君）（登壇） 請願第1号の審査報告。

12月定例会において産業建設委員会に付託されました、請願第1号、免税軽油制度の継続を求める請願についての審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月7日に委員会を開催し審議を行いました。

本請願は免税軽油制度が2009年の地方税の改正により、このままでは2013年3月末で廃止される状況にあり、このまま免税軽油がなくなれば、北海道農業への影響は重大であり、免税軽油制度継続を求める意見書を議会として提出を求めるものであり、審査の結果、願意妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書については、産業建設委員会の発議となることになりました。

以下、内容について説明をいたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

請願第1号。免税軽油制度の継続を求める請願。

審査の結果、採択すべきものであります。

以上、請願審査報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

請願第 1 号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件を、委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第 1 号は採択と決定いたしました。

◎議案第 64 号ないし議案第 69 号

○議長（鈴木裕美君） 日程第 2。議案第 64 号・議案第 65 号・議案第 66 号・議案第 67 号・議案第 68 号・議案第 69 号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第 64 号・議案第 65 号・議案第 66 号・議案第 67 号・議案第 68 号・議案第 69 号審査特別委員会委員長から会議規則第 75 条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員長の報告を省略したいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 64 号・議案第 65 号・議案第 66 号・議案第 67 号・議案第 68 号・議案第 69 号

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎議案第 70 号

○議長（鈴木裕美君） 日程第 3。議案第 70 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第 70 号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料と合わせご説明申し上げます。

議案第 70 号。工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中茶安別線道路改良舗装工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改良延長 L イコール 1,500 メートル、舗装延長 L イコール 1,390 メートル、幅員ですが、W イコール 車道幅員で 4 メートル、全幅員で 6 メートルの計画でございます。工事場所は、標茶町上茶安別になります。

議案に戻ります。

契約金額は、消費税を含め 1 億 8,322 万 5,000 円です。契約の方法は指名競争入札でございます。

資料にまいります。

入札執行日は、平成 22 年 12 月 3 日です。指名業者の状況ですが、株式会社吉岡組、株式会社住友建設、株式会社北雄組、株式会社丸栄組、新根開発株式会社の 5 社で入札を行った結果、1 回で落札いたしました。契約の相手方であります予定施工業者名は、川上郡標茶町富士 2 丁目 15 番地、株式会社吉岡組代表取締役吉岡正典です。

資料ですが、竣工予定日は平成 23 年 11 月 11 日です。新規・継続の別ですが継続でございます。

備考といたしまして、予定価格ですが、税込みで 1 億 8,860 万 1,000 円で、事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第 70 号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第70号は原案可決されました。

◎議案第 7 1 号

○議長（鈴木裕美君） 日程第 4。議案第71号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第71号の提案趣旨の説明を申し上げます。

教育委員会委員の選任についてでありまして、平成23年2月27日をもって任期満了となります教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町川上 8 丁目 2 番地、氏名は三本雅一、生年月日は昭和15年3月20日であります。

お手元に配付いたしました経歴書の説明については、省略をさせていただきますが、平成18年6月に教育委員に就任されて以来、真摯に職責を果たされてまいりました。継続してお願いいたしたく、ここに提案するものであります。ご審議方お願いし、ご同意賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案同意されました。

◎意見書案第 12 号

○議長（鈴木裕美君） 日程第 5。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第12号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第12号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案第12号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第 13 号

○議長（鈴木裕美君） 日程第 6。意見書案第13号を議題といたします。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第13号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案第13号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第13号を、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立多数であります。

よって、意見書案第13号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続審査の申し出について

○議長(鈴木裕美君) 日程第7。閉会中継続審査の申し出を議題といたします。

厚生文教委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生文教委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続閉会中審査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、厚生文教委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査と決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（鈴木裕美君） 日程第 8。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第 73 条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 4 時 15 分

再開 午後 4 時 16 分

◎日程の追加

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、菊地君外 4 名から意見書案第 14 号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第 14 号を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

◎意見書案第 14 号

○議長（鈴木裕美君） 意見書案第 14 号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第 14 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第14号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案第14号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上をもって、平成22年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 4時19分閉会)

平成 22 年標茶町議会第 4 回定例会

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員番 1 0 番 館 田 賢 治

署名議員番 1 1 番 深 見 迪

署名議員番 1 2 番 田 中 敏 文